

山梨大学教職員組合 **組合ニュース** No.1

Tel (内線) : 8097 Fax:254-2667
e-mail: kumiai@nashidai-union.org

TOPICS ①第 71 回定期大会開催報告

②人事院勧告ポイント早わかり

③労使関係の基本事項に関する協約の確認について

①第 71 回定期総会のご報告

【オンライン開催】2020年9月18日、第71回定期大会が開催されました。

今年度は、新型コロナウイルス換算予防対策として、初のオンライン開催となりました。全98名の組合員中、51名の委任状参加、 人の会場参加、 人のオンライン参加により、大会が成立致しました。内容は、2019年度の活動報告、会計報告、2020年度の活動方針と予算案などについて議論しました。

【新型コロナ感染予防に伴う労働・学習環境調査と改善】議論のなかでは、今年度取りあげるべき課題がいくつか提案されました。たとえば、新型コロナ感染予防に伴って変化した労働環境、とりわけ長時間労働やサービス残業の実態について明らかにし、改善を求めること、新型コロナウィルス感染対策に伴う私費の持ち出しや教育研究経費の圧迫状況、間接経費の処理方法が私たちのインセンティブへと繋がるよう改善を求めること、オンライン授業が続く中、学生も含めて声を集めて大学側に伝えていくことなど、今年度活動の取り組むべき課題が見えてきました。

【組合のプレゼンスと加入促進】また、組合員の減少が続くなか、財政状況が逼迫していることから、できるだけ組合のプレゼンスを高め、組合の意義を広く知ってもらうこと、そのうえで組合に関心を持つ方々に新規加入を勧めていくことも、課題として挙げられました。

【意見交換会】その後、今年度は懇親会ではなくオンラインで意見交換会を行いました。7名の参加でしたが、他学部の状況で互いに知らないことが多く、有効な情報交換の場となりました。2019年度末に起こった学長選考規程の変更に対し、粘り強く状況の改変を訴えていくことも、話題となりました。

人事院勧告ポイント早わかり

2020年10月7日人事院が国家公務員の休養に関する勧告及び公務員人事管理に関する報告を行いました。このなかで、新型コロナウイルス感染症の影響により一時金の民間給与実態調査に基づいて、特別給（ボーナス）が0.05月分引き下げられました。

【ボーナス改定】

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済）	0.95月（改定なし）
令和3年度 期末手当	1.275月	1.275月
勤勉手当	0.95月	0.95月

【調査】

昨年8月～本年7月分の調査で、民間ボーナスは4.46月。これに基づいて4.45月へ。

【月例給改定】

10月23日時点で据え置きの見通し。本来は、人事院は、月例給を見直したうえでさらに必要であれば特別給を見直すべきであって、今回の勧告は順番が違っています。

以上の人事院勧告を受け、人事課からは、過半数代表者へ、期末手当の引き下げを行わないことになった旨説明がありました。ただし、地域手当が現行では人勧準拠していない状況もまた、変更ありません。

労使関係の基本事項に関する協約の確認

10月22日に書記長・書記次長が人事課長補佐と面談しました。そのさい、「労使関係の基本事項に関する協約」第6条三「労働条件の変更については、事前に組合の意見を求め、誠意をもって話し合う」がこれまで見過ごされ、労働条件変更が組合に打診されることなく進められてきた状況を是正するよう求めました。

労務担当理事の意向を聞く必要があるとの回答でしたが、協約に記載のある以上、今後、守られるようにはたらきかけていきたいと思えます。

